

## 三原市普通財産減額処分条例に係る公募実施要領

### 1 目的

普通財産のうち遊休化が懸念される財産を取得して事業を行う者に対し、三原市普通財産減額処分条例（令和4年条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、地域振興及び雇用促進を図ることなどを条件に減額譲渡をすることにより、健全な行財政運営の推進を目的とする。

### 2 公募概要

次の対象財産にて事業を行うものに対し、申請内容を審査し、最高点を得たものを適用事業者に指定をする。適用事業者には条例適用価格（入札予定価格の10分の1）にて売払いを行う。

### 3 対象財産

(1) 区分	土地
(2) 所在地	三原市久井町羽倉字宮ヶ峠10354番1 外3筆
(3) 地目	宅地, 山林, 原野, 雑種地
(4) 地積	(実測面積) 11,845.18㎡ (公簿面積) 11,867.26㎡
(5) 減額譲渡の価格 (条例適用価格)	3,406,968円 (入札予定価格34,069,679円の10分の1)
(6) 特記事項	「物件説明書」にて必ず確認してください。

詳細については、「物件説明書」をご確認ください。

### 4 申請条件

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業を営む者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又はそれらのものと関係を有する者（暴力団員が役員等となっている法人その他の団体を含む。）でないこと。

### 5 スケジュール

公募開始（実施要領等の公表・配布開始）	令和5年1月13日(金)
申請書（添付書類含む）の提出期限	令和5年2月13日(月)
審査	令和5年2月下旬（予定）
審査結果通知	令和5年3月上旬（予定）
売払代金の納付（一括納付とする。） (契約・所有権移転・引渡し・登記)	令和5年3月（予定）

## 6 提出書類

- (1) 適用事業者指定申請書（様式第1号）
- (2) 次に掲げる申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
  - ア 法人：法人の登記事項証明書(原本)，定款，規約等これらに類する書類の写し
  - イ 法人でない団体：規約の写し及び団体代表者の住民票の写し
  - ウ 個人：住民票の写し
- (3) 市税の滞納のない証明書
- (4) 事業者概要書（様式第2号）
- (5) 事業計画書（様式第3号）
  - ア 資金計画書
  - イ 決算書（直近3期分）
- (6) 誓約書（様式第4号）
- (7) その他市長が必要と認めるもの

## 7 提出方法・期限

令和5年2月13日(月)17時まで(土・日曜日を除く)【必着】に、持参又は郵送すること。

## 8 提出先

「11 書類等提出及び問い合わせ先」に同じ。

## 9 審査方法及び基準

- (1) 審査方法  
市職員で構成する市有財産等活用検討委員会において、提出された書類について別表の評価基準に基づき採点し、評価基準点以上の者の中から最も得点の高かった者を適用事業者として指定する。
- (2) 結果通知  
審査結果については、申請があった全事業者に書面で通知するとともに、契約締結後、次の内容等を三原市ホームページへ掲載する。
  - ア 契約の相手方及び評価結果
  - イ 全参加者の評価結果

## 10 その他留意事項

- (1) 提出書類に関する費用は、提案者が負担する。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は、本業務に係る事務手続き以外の目的で使用しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合、提出書類を無効とする。
- (5) 市が定める評価基準点に満たない場合には適用事業者の指定対象外とする。
- (6) 適用事業者は、市長の承認なく事業を廃止し、若しくは休止し、対象財産を目的外に使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは貸し付けることはできない（当該財産を取得した日から10年を経過したものを除く）。

- (7) 適用事業者は、次のいずれかに該当するときは、指定が取り消される。また、取消を受けた場合、入札予定価格と減額譲渡した価格との差額を市に支払う必要がある。
- ・この条例の規定に違反したとき。
  - ・市長の承認なく事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は休止の状況にあると市長が認めたとき。
  - ・適用事業者の指定の日から1年を経過しても、当該事業者が事業に着手していないと市長が認めたとき。
  - ・虚偽その他不正な手段により適用事業者の指定を受けたとき。
  - ・その他、適用事業者として不適当であると市長が認めたとき。
- (8) 「1 目的」のとおり、本公募は地域振興、雇用促進等を条件としているため太陽光発電、資材置き場などの事業は認められません。

11 書類等提出及び問い合わせ先

三原市財務部財産管理課 管財係 担当：折野，大下  
住所：〒723-8601 広島県三原市港町三丁目5番1号  
電話：0848-67-6012 Fax：0848-67-6199  
E-Mail：[zaisankanri@city.mihara.hiroshima.jp](mailto:zaisankanri@city.mihara.hiroshima.jp)

## 別表

## 評価基準

区分	項目	配点
事業内容	事業内容の評価 事業継続が見込めるか	35点
地域振興	地域振興への貢献度	35点
新規雇用者数	新規雇用者がいるか (人数に応じて配点)	10点
市内雇用者数	新規雇用者のうち市内在住者がいるか (人数に応じて配点)	10点
実施事業の経験, 実績	過去に類似事業の経験・実績があるか	5点
事業者の組織体制	資金力, 経営体制は健全であるか	5点
計		100点